

小田原市シニアバンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、元気なシニア又は長年培った豊富な知識、技術又は経験を有するシニアが、地域貢献又は社会参画できる機会を創出するため、シニアバンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シニア 概ね60歳以上の者をいう。
- (2) 活躍の場を求めるヒト 活躍の場を求めている元気のあるシニア又は豊富な知識、技術又は経験を有するシニアをいう。
- (3) 担い手が不足するコト 市内の各地域の行事、市の事業又は民間事業者の事業などで、これを担う者が不足することをいう。
- (4) シニアバンク 担い手が不足するコト又は活躍の場を求めるヒトから申込みを受けた情報を、必要に応じて公表又は連絡調整等を行い、相互に必要な情報を提供する制度をいう。

(担い手が不足するコトの登録申込み等)

第3条 担い手が不足するコトをシニアバンクに登録しようとする者は、担い手が不足するコト登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、当該申込み事項を担い手が不足するコト登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、担い手が不足するコト登録完了書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、小田原市ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により担い手が不足するコト登録台帳に登録された情報を公表することができる。

(担い手が不足するコト登録台帳の登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「担い手が不足するコト登録者」という。)は、担い手が不足するコト登録台帳の登録事項に変更があったときは、担い手が不足するコト登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(担い手が不足するコト登録台帳の登録の抹消)

第5条 市長は、担い手が不足するコト登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る登録事項を担い手が不足するコト登録台帳から抹消するものとする。

- (1) 担い手が不足するコト登録抹消申出書(様式第4号)の提出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、担い手が不足するコト登録台帳に登録されていることが不相当と市長が認めるとき。

(活躍の場を求めるヒトの登録申込み等)

第6条 活躍の場を求めるヒトがシニアバンクに登録しようとする者は、活躍の場を求めるヒト登録申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは活躍の場を求めるヒト登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、活躍の場を求めるヒト登録完了書(様式第6号)により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、小田原市ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により活躍の場を求めるヒト登録台帳に登録された者に関する情報を公表することができる。

(活躍の場を求めるヒト登録台帳の登録事項の変更の届出)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「活躍の場を求めるヒト登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、活躍の場を求めるヒト登録変更届出書(様式第7号)を

市長に提出しなければならない。

(活躍の場を求めるヒト登録台帳の登録の抹消)

第8条 市長は、活躍の場を求めるヒト登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る登録事項を活躍の場を求めるヒト登録台帳から抹消するものとする。

(1) 活躍の場を求めるヒト登録抹消申出書(様式第8号)の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、活躍の場を求めるヒト登録台帳に登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

(公表又は連絡調整等)

第9条 市長は、第3条第1項又は第6条第1項の規定による申込みがあった場合は、シニアの地域貢献又は社会参画できる機会を創出するために、必要に応じて公表又は連絡調整等を行い、相互に必要な情報を提供し紹介するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

附 則(令和元年10月10日要綱第84号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

担い手が不足するコト登録申込書

年 月 日

小 田 原 市 長 様

住 所 _____

申込者 _____ 印

小田原市シニアバンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、申込内容（下記の詳細事項）を必要に応じてホームページへ掲載することを承諾の上、同要綱第3条第1項の規定によりシニアバンクへの登録を申し込みます。

電 話 番 号 _____ - _____ - _____

ファックス番号 _____ - _____

E - m a i l _____ @ _____

詳細事項（担い手が不足するコトの内容、PR事項ほか）

注 小田原市個人情報保護条例(平成16年小田原市条例第25号)の規定の趣旨に基づき、申込みに係る個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

様式第2号(第3条関係)

担い手が不足するコト登録完了書

第 号
年 月 日

申請者 様

小田原市長 印

小田原市シニアバンク実施要綱第3条第3項の規定により、担い手が不足するコト登録台帳への登録が完了しましたので通知します。

登録番号：第 _____ 号

登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第3号(第4条関係)

担い手が不足するコト登録変更届出書

年 月 日

小 田 原 市 長 様

届出者

印

小田原市シニアバンク実施要綱第4条の規定により、担い手が不足するコト登録台帳の登録事項の変更を届け出ます。

登録番号：第 _____ 号

変更内容： _____

様式第4号(第5条関係)

担い手が不足するコト登録抹消申出書

年 月 日

小 田 原 市 長 様

申出者 印

小田原市シニアバンク実施要綱第5条の規定により、担い手が不足するコト登録台帳からの抹消を申し出ます。

登録番号 : 第 _____ 号

理由 : _____

様式第 5 号 (第 6 条関係)

活躍の場を求めるヒト登録申込書

年 月 日

小 田 原 市 長 様

住 所 _____

申込者 _____ 印

小田原市シニアバンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、申込内容（下記の詳細事項）を必要に応じてホームページへ掲載することを承諾の上、同要綱第 6 条第 1 項の規定によりシニアバンクへの登録を申し込みます。

生 年 月 日 _____ 年 月 日
電 話 番 号 _____ - _____ - _____
ファックス番号 _____ - _____
E - m a i l _____ @ _____

詳細事項（活躍の場を求めるヒトの P R 事項、知識、技術又は経験など）

注 小田原市個人情報保護条例(平成 16 年小田原市条例第 25 号)の規定の趣旨に基づき、申込みに係る個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

様式第6号(第6条関係)

活躍の場を求めるヒト登録完了書

第 号
年 月 日

申請者 様

小田原市長 印

小田原市シニアバンク実施要綱第6条第3項の規定により、活躍の場を求めるヒト登録台帳への登録が完了したので通知します。

登録番号： 第 _____ 号

登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※変更等生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第7号(第7条関係)

活躍の場を求めるヒト登録変更届出書

年 月 日

小 田 原 市 長 様

届出者

印

小田原市シニアバンク実施要綱第7条の規定により、活躍の場を求めるヒト登録台帳の登録事項の変更を届け出ます。

登録番号：第 _____ 号

変更内容： _____

様式第8号(第8条関係)

活躍の場を求めるヒト登録抹消申出書

年 月 日

小 田 原 市 長 様

申込者 印

小田原市シニアバンク実施要綱第8条の規定により、活躍の場を求めるヒト登録台帳からの抹消を申し出ます。

登録番号 : 第 _____ 号

理由 : _____